

賃上げを実現する緊急で効果のある対策を求める意見書（案）

物価高騰と国民生活の悪化が深刻になっている。ところが、政府は異常円安をもたらししている異次元の金融緩和に固執し、対応不能に陥っている。「構造的賃上げ」と言いながら具体策がなく、物価高騰の「総合対策」は電気・都市ガス料金の抑制など、部分的・一時的対策になっている。

現状を打開するためには、賃上げを軸に实体经济を立て直すこと、とりわけ内需を活発にすることに本腰を入れてこそ、マイナス金利などという異常な金融を正常にもどすことができる。

賃上げがカギであることは、政府も日銀も、経済界も否定しない一方で、実質賃金を10年間で24万円も減らした経済のあり方を継続するのでは、まともな賃上げはできない。

よって、賃上げを実現する緊急で効果のある対策を思い切ってすすめ、働く人が豊かになる強い経済を実現するため、政府において以下の対策に取り組むよう求める。

記

- 1 政府ができる賃上げや国・自治体が管轄する分野での賃上げをすみやかに行う。とくに、すべてのケア労働者の賃上げをすすめる。国や自治体ではたらく非正規労働者（会計年度任用職員など）の時給を1500円以上に引き上げること。
- 2 男女の賃金格差を是正し、賃金の底上げをはかる。企業に是正計画の策定と公表を義務付け、政府がそれを監督・奨励する仕組みをつくるよう、女性活躍推進法の抜本改正などの法整備をすすめること。
- 3 パート労働法、労働者派遣法を改正するなど、女性が多く働いている非正規雇用の労働条件を改善し、正社員との格差をなくすこと。
- 4 労働者派遣法を、派遣労働者保護法に抜本改正し、派遣労働の常用代替を規制すること。また、派遣受け入れの上限を1年とし、違法があった場合は直接雇用されたものとみなし、正社員化をすすめること。
- 5 フリーランスやギグワーカー、請負や委託で働く労働者を保護する法整備をすすめ、労災保険と失業保険を適用すること。
- 6 大企業の内部留保に時限的に課税し、賃上げや下請けへの価格転嫁で国内投資に還流させ、实体经济を立て直す力にする。内部留保は企業経営に必要なものであるが、480兆円に達する巨額の留保金は日本経済のゆがみであり、大企業も中小企業も賃上げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣

財 務 大 臣

経済産業大臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長